

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

- 旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方
- 終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

資格要件などのお問合せは、

独立行政法人平和祈念事業特別基金
☎0120・234・933(まで)

母子寡婦福祉資金貸付相談

島根県健康福祉課部青少年家庭課

☎0852・22・6689

健康福祉部子育て支援課

☎0854・40・1044

母子家庭のみなさんを対象に、平成18年4月から新たに進学などをされるお子さんの就学費用相談を受け付けています。

《資金の種類》

修学資金(高校・大学・短大などの授業料など就学費用)、修業資金(知識技能を修得するのに必要な経費)、修学支度資金(入学金・制服準備費用など)

※貸付はいずれも無利子ですが、連帯保証人1名が必要です。



市営住宅入居者募集について

建設部業務管理課

☎0854・40・1061

または各総合センター事業管理課まで
市では入居可能な空家住宅について、基本的に隔月(偶数月4、6、8、10、12、2月)に募集を行っています。募集期間は当該月の5日から1週間とし、その期間以外のお申込みはできません。次回の募集期間は10月5日から1週間です。

具体的な空室については、10月初めに放送等で周知をします。申込方法、入居資格等については、建設部業務管理課または各総合センター事業管理課までお問い合わせください。

なお、グランデだいてう、ベルポートきすきなどの若者定住向け公社賃貸住宅については、随時入居申込の登録を受け付けています。空室が発生しだい登録順位により入居できます。

定期巡回児童相談のお知らせ

出雲児童相談所

☎0853・21・0007

または、雲南市児童女性相談室

☎0854・40・1046

雲南地区定期巡回児童相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

《雲南地区巡回児童相談》

10月26日(水) 午前10時～午後4時
木次健康福祉センター

※受付時間は午前10時～午後3時まで
相談を希望される方は、直接出雲児童相談所か雲南市児童女性相談室とお申し込んでください。

交通安全総点検の実施と点検参加者の募集について

建設部業務管理課

☎0854・40・1061

市では、今年11月に主要地方道松江木次線沿線の通学路及び出雲大東駅、雲南病院周辺を中心とした交通安全総点検を実施します。

この総点検は、道路利用者の視点から交通環境の点検、見直しを行なうもので、行政、住民、事業所、地域の協力により点検を進めます。

点検参加者には、通学児童や保護者代表はもとより、高齢者代表、障害者、自転車利用者等の他、公募による一般代表者を含めることにより、道路利用者の意見を幅広く取り入れていきます。

点検参加者の皆さんの内から、交通安全総点検実行委員会を構成し、実行委員会の開催、現地の安全点検を行います。

《点検の内容・日程》

●交通安全総点検実行委員会の開催

10月下旬

●交通安全総点検の実施

11月中旬の1日

●点検結果のまとめ

12月

《委員の公募》

この交通安全総点検へ参加される方を公募します。

普段利用している道路を利用者の視点で再度見直してみたい方、交通安全に関心のある方の幅広い参加をお待ちしています。

希望される方は、建設部業務管理課維持管理グループまでお申込みください。〆切は10月11日(火)です。

国民年金保険料免除制度

2015年

市民部市民生活課

☎0854・40・1031

または各総合センター総合調整課

国民年金に加入している20歳から60歳未満の方で、自営業や学生など第1号被保険者のみなさんは、国民年金保険料を納めなければならない。

しかし、長い加入期間には保険料を納めることが困難な場合も生じてきます。そんな時は、保険料免除制度がありますのでご相談ください。

《免除となる人》

- ◆「法定免除」：届出後、全額免除生活保護法による生活扶助を受けている方
- ◆「障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方」

◆「申請免除」：申請・認定後、免除。前年の所得が基準以下の方

●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

●障害者あるいは寡婦であって前年度所得が基準以下の方

●天災や失業によって保険料を納めるのが著しく困難な方

全額免除

国民年金保険料(月額1万3千580円)が免除となります。

半額免除

国民年金保険料の半額(月額6千790円)が免除されます。残りの半額保険料6千790円は納付が必要です。半額保険料を納付されない場合は、将来の年金額や、年

金支給資格期間に反映されません。

※保険料額は平成17年度の額です。

《免除の承認機関と審査に必要な所得》

- 期間は、7月から翌年6月です。
- 平成17年4月から承認期間をさかのぼることができるようになりました。
- 平成17年7月から平成18年6月の間に免除を希望する期間がある場合は、平成16年の所得により審査され、平成17年7月から平成18年7月の間に申請する必要があります。

《免除と年々金額》

- 全額免除をされた期間は、その期間を納付された場合に算出される金額の3分の1に減額されます。
- 半額免除に承認され半額保険料を納付された場合は、その期間を納付された場合に算出される金額の3分の2に減額されます。

《追納制度》

- 一般的に保険料納付期限は2年ですが、免除承認された期間は、10年以内に保険料を納めること(追納)ができます。2年を経過すると当時の保険料額に計算額が付加されます。追納することにより、将来の年金額は減額されません。

《学生納付特例・若年者納付特例》

- 学生のため保険料納付が困難な場合は、学生納付特例制度の対象となります。
- 30歳未満の学生でない方で納付困難な方は、若年者納付特例の制度の対象となります。

《免除申請の簡素化》

申請免除で全額免除に該当する方の多くが翌年度も全額免除になっている実態を踏まえ、平成17年7月から、申請手続きが簡

素化されました。

申請免除(全額免除)及び若年者納付特例に承認された方で、翌年度以降引き続き申請することをご本人が申請当初申し出た場合に、翌年度以降の申請書の提出を省略する物です。ただし、所得などの要件の審査は社会保険事務所が行い、審査結果を通知いたします。

審査結果によっては、翌年度に承認されない場合もあります。また、会社に勤務するなど国民年金第1号被保険者でなくなった場合は簡素化の対象ではありませんので、再度加入した時は免除の申請が必要です。

なお、免除理由により、この簡素化の対象にならない場合がありますのでご注意ください。(生活扶助以外の扶助の受給、天災や失業、特別障害給付金受給など)

○追納保険料額(平成17年4月から平成18年3月までのに納付する場合の月額)

◆全額免除	
承認を受けた月の年度	追納額
平成7年度	16,310円
平成8年度	16,260円
平成9年度	16,040円
平成10年度	15,790円
平成11年度	15,190円
平成12年度	14,600円
平成13年度	14,000円
平成14年度	13,500円
平成15年度	13,300円
平成16年度	13,300円

◆半額免除	
承認を受けた月の年度	追納額
平成14年度	6,750円
平成15年度	6,650円
平成16年度	6,650円

免除制度について詳しくは、市民部市民生活課または各総合センター総合調整課までお問い合わせください。

2005 国勢調査 平成17年10月1日(土)

あなたの調査票は 守られています

あなたの調査票には 日本のお大切な未来が つまっています。

国勢調査の調査票を配布・回収するのは、国勢調査員です。国勢調査員は、市町村長の推選に基づいて総務大臣から任命された非常勤の国家公務員です。記入された調査票は、厳重に管理され、統計以外の目的には使用しません。集計が終わった調査票は、溶かします。今年国勢調査の年、10月1日のあなたを記入してください。

総務省統計局

～快適な道づくりのための調査～

「道路交通センサス」へのご協力をお願いします。

国土交通省、島根県、日本道路公団等では10月から11月にかけて、平成17年度「道路交通センサス」を実施します。「道路交通センサス」は、道路の実態や自動車の利用状況を全国規模で調べる調査で、将来の道路計画や都市計画などに活かされる非常に重要な調査です。この調査のうち、オーナーインタビューOD(起点・終点)調査は、自動車を無作為に選び、その自動車をお持ちの方を訪問して、出発地・目的地・運行目的などについて、みなさまに直接ご記入いただくアンケート調査です。

【お問い合わせ先】島根県土木部道路建設課 ☎0852-22-6251、または木次土木建築事務所 ☎0854-42-2800